

高血圧・糖尿病・脂質異常症で通院中の患者さまへ

「生活習慣病管理料Ⅱへの移行」のお知らせ

2024年6月の診療報酬改定において、「特定疾患療養管理料」の対象疾患から高血圧・糖尿病・脂質異常症が除外となり、「生活習慣病管理料（Ⅱ）」を算定することになりました。

厚生労働省からの指示により、高血圧・糖尿病・脂質異常症を治療している患者さまには、個々に応じた『生活習慣病療養計画書』を作成し、総合的な治療管理を行うことが必須となります。

定期受診時に、『生活習慣病療養計画書』について説明・同意等を取らせていただきます。（初回のみ療養計画書へ署名）

また、窓口負担についても、これまでの金額から変更があります。

皆様のご理解、ご協力お願いいたします。

- 対象：高血圧・糖尿病・脂質異常症で通院の患者さま
（ただし、在宅自己注射指導管理料を算定している方は除く）
- 開始時期：2024年6月1日
- 生活習慣病療養計画書の発行頻度：1～4ヶ月に1回
- 窓口負担：現行
再診料 73点
外来管理加算 52点
特定疾患療養管理料 147点
処方箋料 68点
特定疾患処方管理加算 66点
（合計）406点
- 窓口負担：2024年6月以降
再診料 75点
生活習慣病管理料（Ⅱ）333点
処方箋料 60点
（合計）468点

※なお、治療の内容等により、上記とは異なる場合があります。

病院長 江田 泉